

Title	スターリンの日本人送還政策と日本の冷戦への道(三・完)
Sub Title	Stalin's policy for the repatriation of the Japanese internees and Japan's road to the cold war (3)
Author	横手, 慎二(Yokote, Shinji)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2009
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.82, No.11 (2009. 11) ,p.1- 35
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20091128-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

スターリンの日本人送還政策と日本の冷戦への道 (三・完)

横 手 慎 二

- はじめに
- 一 ソ連支配地域の日本人救済問題
 - 二 本国送還をめぐる交渉
 - 三 送還協定の成立
 - 四 送還開始と冷戦の波及
 - 五 送還の中断とその背景 (一)
 - 六 送還の中断とその背景 (二)
 - 七 米ソ対立中の抑留問題 (以上八二巻十号)
 - 八 未帰還者をめぐる攻防
 - 九 戦後日本の対ソ政策の確立
- 結 語 (以上本号)
- (以上八二巻九号)

八 未帰還者をめぐる攻防

一九四八年から翌年にかけて米ソ対立がますます深刻化し、中国大陸では中国共産党が急激に支配地域を拡大した。こうした国際情勢と連動するように、日本国内では一月二三日に行われた衆議院選挙において民主自由党が二六四議席という絶対的多数を確保した半面、共産党が前回の四議席から九倍近く議席を増大させた。以上のごとき状況は、共産党批判に繋がる抑留問題を一段と尖鋭な政治的争点とした。

このことを裏付けるように、三月一七日にGHQのスポークスマンは同日付で対日理事会ソ連代表部に書簡を送り、日本人抑留者の送還の再開時期について問い合わせたと発表した。その説明によれば、マッカーサーはこの書簡の中で今冬は例年になく暖かいので、昨年よりも早く抑留日本人の輸送が再開できるはずだと指摘した。この事実を伝えたスポークスマンは、ソ連政府はこれまで毎月五万人を送還するという規定を守っておらず、現在まで平均して月三万四千人余りしか送還していないとする非難の言葉を付け加えた。⁽¹⁾

これに呼応するように、四月四日の衆議院本会議における施政方針演説において、吉田首相は経済再建の課題を説明した後に、特に「海外同胞」の引き揚げ問題を取り上げ、「いまだなお四十余万の同胞が、厳寒の地に四たび越冬を余儀なくせられておることは、まことに遺憾なこと」であると発言した。⁽²⁾そこには、抑留されている日本人の送還をソ連側に懇請するという姿勢はなかった。吉田は戦勝国と被占領国の関係をことさらに無視して、あたかも義務不履行の問題であるかの如き言い回しで遺憾の意を表したのである。

ソ連批判の行動はさらに続き、二五日にアメリカ国務省は、対日理事会代表代理シーボルトがソ連代表デレヴヤンコに同日付で書簡を送り、これまでソ連当局が秘匿してきた「日本人捕虜の死亡、失踪、及び重大な病気の記録についての適切な情報」を最高司令官に提供するように求めたと発表した。⁽³⁾アメリカ政府は、送還が再開されれば一九四九年中に完了すると予測される中で、ソ連側が言及を拒んできた問題を持ち出したのである。

翌二六日に衆議院は、「海外同胞引揚促進並びに引揚者援護に関する決議」を採択した。決議文には「ソ連」という言葉は含まれていなかったけれども、趣旨説明に立った中山マサ議員は「シベリヤ方面三十二万四千五百余名、樺太・千島方面八万四千名、満州方面六万名」の人々が今もなお「抑留生活を続けている」と発言し、ソ連に抑留されている人々の帰還促進がこの決議の主たる目的であることを明らかにした。⁽⁴⁾

このニュースを伝えた『ニューヨーク・タイムズ』は、「共産主義者は自分たちを西欧の『植民的野望』と戦

う『アジアの自由』の擁護者だと描いているが、当地ではソ連はシベリアの監獄における日本人の高い死亡率が暴かれるのを嫌って、一貫して日本人捕虜の本国送還を遅らせてきたという確信がますます強まっている」と書いた。⁽⁵⁾ 記事を書いたアメリカ記者は、確かに日本国民が抱いていたソ連に対する不信感を捉えていた。抑留者の中に多数の死者が出ているという噂は、既に日本国内に広まっていたのである。

シーボルトは四月二五日の要求が一過的でないことを示すように、五月三日にデレヴァンコを訪問し、上記のごとき日本人捕虜に関する情報を出すよう迫った。⁽⁶⁾ 彼はこの問題でソ連を追い詰めることを自己の任務とみなしていたものと思われる。

しかし、アメリカと日本からこうした働きかけを受けていたはずのソ連指導部は、信じられないほど日本の事情を理解していなかった。カタソノワが紹介するロシア外務省の史料によれば、一九四九年一月一日に、モロトフ外相はグロムイコ次官から、アメリカが提起している冬季の日本人の本国送還の問題を検討する必要はないとするメモを受け取っていた。そのメモには、ソ連の省庁がまだ日本人抑留者を労働力として利用したがっていることが記され、さらに「アメリカの在日司令部と日本のマスコミが最近では日本人のソ連による本国送還の問題を提起していないことを考慮すれば、我々はこの問題に関し何らかの緊急の措置をとるべきではない」と述べられていた。⁽⁷⁾ グロムイコ本人が日本の世論を軽視してこのような文書を作成したとも考えられるし、在日ソ連代表部が日本人抑留者の早期送還を求める動きを本省に報告しても無駄だと考えて、まともな報告をモスクワに送っていなかったために、こうしたメモが作成されたとも考えられる。いずれにしても、一九四九年初頭の時点でソ連指導部は、抑留問題が日本国民の中に惹起していた反ソ感情の高まりをまったく理解していなかったのである。

問題は歴史的事実に限られない。カタソノワは以上のごときグロムイコのメモを紹介した後に、「実際にアメリカ人は長い休止期間をとった。それは、ほぼ航行が止まっていた全期間にわたっていた」と説明しているので

ある。彼女は、アメリカ側は四月二五日付のシーボルト書簡を届けるまで、ソ連側に何の問い合わせもなかったというのである。⁽⁸⁾しかし、前年は三月に輸送再開の期日を質した総司令部が本年に限って何もせずに時期を過ぎたというのは、アメリカの陰謀を示唆するような解釈で、理解できない。上記の三月一七日付のマッカーサー書簡がロシア外務省に保管されていないということかもしれない。

いずれにせよ、この時期のスターリン指導部にとって日本はさして時間を割くことができる対象ではなかった。ソ連外交文書を広く利用することを許可された二人のロシア研究者によれば、三月のモロトフ外相の更迭とヴィシンスキー次官の外相任命は、ヨーロッパ方面における北大西洋条約 (NATO) の成立を受けたソ連側の最終的な政策転換を意味した。「モロトフの姿は、そのあらゆる欠陥にもかかわらず、西側世論の中では明白に第二次大戦期の協力を具現化していた」からである。⁽⁹⁾こうした状況のために、ソ連の安全保障に直接影響を与えることのない日本の問題は後回しにされたものと思われる。

既に二月末にソ連内務省捕虜・抑留者総局第一局において開かれた会議において、報告に立った労働利用課長チエルノフは、一九四九年には捕虜送還が基本的に終了するという理解に立って同年の課題を論じていた。日本人もこの計画の中に含まれていた。⁽¹⁰⁾つまり、ソ連指導部は二月末までは送還作業を同年中に基本的に終了する予定だと関連機関に伝えていたのである。⁽¹¹⁾にもかかわらず、ソ連側は五月に入っても日本人抑留者の輸送再開について発表しなかった。スターリン指導部は、外交政策の転換に伴う人事異動の最中に前述の四月二五日付シーボルト書簡を受け取り、日本人抑留者の送還を発表する時期を失ったものと思われる。結局、スターリンが選んだのは強行突破策としか言いようのない行動であった。一九四九年春の送還作業再開の期日を知らせないままに、五月二〇日付の『プラウダ』に以下のごときタス報道を掲載したのである。

「対日理事会ソ連代表宛てに届いた日本人捕虜のソ連領からの送還事業の終了時期についての質問を考慮し、ソ連閣

僚会議捕虜担当全権局は以下のごとき通知をすることが必要だと考える。

捕虜となった日本軍将兵五九万四〇〇〇人のうち、七万八八〇人は一九四五年に戦闘地域で直接に釈放された。四一万八一六六人が一九四六年一月一日から今日までに日本に送還された。一九四九年五月から十一月までの期間に、戦犯容疑で現在取り調べがなされている若干の集団を除き、残りの九万五〇〇〇人の全捕虜が本国に送還される。

日本人捕虜と民間人の本国送還のためにソ連政府が負担した費用は、対日理事会ソ連代表とマッカーサー將軍の司令部の間で一九四六年二月一九日に締結された送還協定に従って、日本政府によって保障されねばならない¹²⁾。

ここで計算の基数とされている五九万四〇〇〇人という人数は、一九四五年九月二日付の『ブラウダ』に発表した拘留日本人将兵の数であろう。今度の発表では、その全員をソ連に連行したのではなく、その場で釈放した者を除く五二万三〇〇〇人余りを連行したとし、さらに、そのうち四一万八一六六人は既に日本に送還したので、一九四九年の時点でソ連国内に残留しているのは一九四九年中に日本に送還される予定の九万五〇〇〇人と、引き続き残す予定の戦犯容疑者を併せた一〇万五〇〇〇人ほどの人数だと主張したのである。もしそうだとすれば、ここには軍人・軍属以外の抑留日本人について何も語られていなかった。また、抑留中に死亡した日本人についてもまったく触れられていなかった。

当然ながら、このニュースは発表の仕方と内容の双方で、日本政府と日本国民を困惑させた。すぐに注目されたのは、ソ連報道で示された残留日本人数がこれまで日本国内で繰り返し報道されてきた人数と大きく食い違っていたことである。この時点で総司令部と日本政府がソ連残留日本人数として発表していた人数は、先に引用した中山マサ衆議院海外同胞引揚特別委員会委員長の発言にある「シベリヤ方面三十二万四千五百余名、樺太・千島方面八万四千名」というものであった¹³⁾。これはいわゆる「日本人捕虜」と一般邦人を含む人数であるから、ソ連側の報道が一般邦人を含めたものと解釈すれば、三〇万三五〇〇人余りの差がある。また、それが上記の如

く一九四五年九月一二日発表の「日本人捕虜」の人数だけを対象としているとすれば、中山委員長の発言中の「シベリヤ方面三十二万四千五百余名」がほぼそれに対応するので、今回のソ連側の発表はそれより二二万人近く少ないことになる。当然ながら、この人数の違いが以後日本国内で論議の的となった。

まず二一日の衆議院外務委員会では、ソ連側が発表した数字については外務省倭島委員（管理局長）が意見を求められた。彼はタス報道の数字についてはコメントを控えたいと答えるのみであった。⁽¹⁴⁾ ソ連代表部において同日午後には記者会見に応じたグリーンキンも、ソ連側は「最高総司令官や日本の統計に責任はない」と応じた。⁽¹⁵⁾ 双方とも、突如示された報道に対処する用意がなかったのであろう。しかし社会の関心はきわめて高く、こうした発言で沈静することはなかった。翌二二日の衆議院本会議では、緊急質問にたった中山マサ議員が総司令部の発表してきた残留日本人数の基礎としてある「シベリヤ地区引揚対象基本数」七〇万人という数字について、またソ連側の発表に死者数がないことなどについて、政府の見解を求めた。これに吉田の代理を務めた林譲治大臣は「従来の発表の通り約四〇万人の数が正しいものと考えておる」と答えるのみであった。⁽¹⁶⁾ 二三日の参議院本会議でも、タス報道の五九万四〇〇〇人という数字について政府の見解を質す緊急質問が行われた。ここでも政府側には答える用意がなかった。⁽¹⁷⁾ 中山議員の質問で示された七〇万人という数字は一九四五年八月のソ連参戦時の日本軍在満兵力を意味し、総司令部と日本政府はこれを基数として残留日本軍将兵数を算出してきたのである。⁽¹⁸⁾ したがって、この質問はソ連側ばかりか日本政府に対しても、発表の数字の根拠を問うものであった。

外務省倭島管理局長はこうした展開に不安を抱いたものと思われる。彼は二六日に『読売新聞』の取材に答える形で、「日本政府の数字は武装解除された部隊の軍編成表にもとづき戦闘中に死亡したものを控除し現地徴集されたものを加えたもの」で、信頼できる数字だと主張した。⁽¹⁹⁾ しかしこの発言は、衆議院外務委員会において彼が取ったソ連側発表にコメントしないとすする答弁と矛盾するものであったので、国会において批判されることに

なった。批判の中心勢力は日本共産党であった。同党議員はソ連側発表の数字が正しい可能性があると考えていたので、外務省が日本政府発表の数字の方が信頼できると言うのであれば、その根拠を示せと迫ったのである。中でも横田甚太郎議員は、「重光さんが一九四五年九月にアメリカに対してお出しになった引揚げに関する覚書があるはずだ。この全文を発表していただきたい。さらにGHQの基礎になったところの日本政府の数字を発表してもらいたい。これは部内用と発表用と二つあるはずですから、二通とも出してもらいたい」と政府側に迫った。⁽²⁰⁾ここに重光の覚書は総司令部と日本政府の発表に疑念を抱く勢力からすれば、最も核心を衝く基礎資料であった。⁽²¹⁾

しかし日本政府は暫くタス報道に対する見解を示そうとしなかった。その理由は、基本的にタス報道の内容に曖昧な点があまりに多く、評価することが困難であったからだと思われる。五月二八日に外務省で作成された文書に従えば、理解できない点は以下のごとく五点存在した。第一に、タス報道では、日本人軍人・軍属以外の一般邦人について何も判断できなかった。第二に、地域的に見て、発表はシベリアだけを対象とする数字と理解すべきなのか、それともそれ以外の地域をも含むものと理解すべきか、不明であった。第三に、現地で釈放された者という言葉の意味が理解できなかった。第四に、既帰還者はソ連報道では四一万八一六八人とあるが、日本側で集計した人数はこれとまったく異なっていた。日本側調査では、シベリアから帰還した旧軍人・軍属数は三六万七五五六人であり、これに一般邦人を加えても三七万五四〇七人であった。また、シベリアだけではなく、樺太、北朝鮮、大連を加えた「ソ連地区」から帰還した旧軍人・軍属数は四三万二八五六人であった。要するに、帰還者数について双方の資料は大きく隔たっていたのである。第五に、ソ連側の発表は抑留中に死亡した者について何も言及していなかった。⁽²²⁾

以上のごとく、基本的な問題が不明瞭であったために、日本側の担当官は困惑したのである。しかし、問題は

そればかりではなかった。日本政府と総司令部の間では、この時までにソ連人抑留者数をめぐって軋轢が生じており、そのこともこの時の日本政府の対応に大きな影響を与えていたと見られる。外務省の担当者の残した文書によれば、既に一九四七年一〇月の時点で、終戦連絡管理部の在外邦人課長は総司令部 G3 本国送還課 (Repatriation section) のアンダーソン中佐に、日本側調査の数字を示して口頭で引き揚げ人数の基礎になる数字の訂正を求めていた。しかし、この申し出は G H Q の数字が正しいとするアンダーソンに相手にされず、さらに、総司令部は日本側担当者に、「総司令部数字と日本数字が違っているは対外的(殊に対ソ関係で)に面白くないから、日本政府は以後総司令部数字を使用されたい」と指示を出していたのである。²³⁾ こうして、日本政府内の担当者たちは、一九四九年五月のソ連報道の数字を不誠実と受け止めつつも、総司令部が示す残留日本人数の根拠について確信を持てなかつたのである。日本政府の慎重な対応は、以上のような事情にも影響されていたと考えられる。

当然、日本側担当省庁の事務官たちはすぐに対応を協議するために意見交換を開始した。五月二一日朝に復員局復員課で開かれた会議では、担当官によって満州、千島、樺太、北朝鮮よりソ連に連行された軍人・軍属数(当時は「入」ソ」人員」と呼ばれた)は六四万九八四二人で、これまでに日本に送還された人数は三九万一六四八人(ナホトカより三七万四六四八人、北朝鮮及び満州より一万七〇〇〇人)であるとする数字が示された。ここではさらに未帰還者について、その内の生存見込数は一六万八七五五人であるという推定も示されていた。言うまでもなく、日本側担当者はタス報道の人数は終戦時に抑留された軍人・軍属を指していると想定し、それに対応する日本側の数字を検討していたのである。

この後、引揚援護庁長官室において同庁首脳と関係省庁の担当者を集めて会議が開かれた。ここでも上記と同じ点が注目され、復員課長が三月末現在の本籍別調査と三月一日現在の留守家族現住所別調査の結果として、生存見込数と死亡見込数を発表した。同課長によれば、推定される入「ソ」人員は六〇万人ないし六三万人で、

「生存見込数は死亡見込数を含めても二〇万人以下」であり、総司令部発表の数字は過大にすぎるので、「この際修正を要望したら如何との意見を述べた」。これに援護庁長官も「国民への対策よりして過大の数字を発表していることは具合が悪いとこれに同調した」。しかし、外務省からの参加者(山川事務官)が「ソ連側発表数字に多くの疑問がある現在、発表数字の変更は慎重を要する」と反対し、これに復員局長、援護局長が賛成したため、発表数字はこのまま据え置くことになった。⁽²⁴⁾ 明らかに、この時点で既に日本政府内部の実務担当者の間では、これまでの総司令部の発表数字が過大であるという認識が優勢であったのである。

さらに二三日にも、引揚援護庁の援護局長以下の関係者と樺太庁関係者、外務省引揚渡航課長と前課長、その他の事務官を集めた会議がもたれた。外務省の事務官(おそらく山川事務官)が作成したメモによれば、復員局は総司令部のG2(諜報担当)から「本日中に決定的数字の提出」を求められていた。この日の会議でも、ソ連に連行された人数は六〇万人から六二万八〇〇〇人であると推定する見解が示された。その後、復員局の側は「この際は訂正した数字を総司令部に提出したいとの意向を示したが、外務省の側は、現時点での「数字の修正は外交的に面白からず」とする意見を表明したため、結論に至らなかった。これに続いて二五日にも、外務省管理局会議室には省庁を横断した関係者が集まった。ここで「満洲、ソ連地区邦人引揚動態表」なる文書が作成され、やがて復員局からG2に非公式に届けられた。その際の状況を記した上記の外務事務官のメモは、「シュナイダー氏は、本統計に関し、『終戦後三年余を経てしかも実態を把握できぬとは怠慢で、この数字ではソ側と交渉できない』と強い不満の意を表明した趣きである」と記していた。⁽²⁵⁾ 日本側担当者はアメリカとの関係でも複雑な思いを味わっていたのである。

この後も日本の実務担当者の間では意見の対立が続いた。外務省は対ソ政策、及び共産党対策の観点から「ソ連発表数字についての批評見解」の表明を避けるべきだと主張した。また、「ソ連が総司令部の数字に今まで訂

正方を申入れてこなかったのは明らかにその落ち度で、国際慣習からみればソ連はこれを容認していたといえる」とも主張した。これに対して引揚援護庁、特に復員局側は、「在満勢力即入ソ兵力と考えることは甚だ危険で、その根拠は薄弱といわざるを得ない」、「留守家族が数字の開きについて多くの疑問をもっているから、この際彼らを納得さすべき措置を考えたい方がよい」とする意見を表明した。⁽²⁶⁾

しかし、吉田はこうした事務方の協議に縛られることなく行動した。新聞報道によれば、吉田はマッカーサーと二六日にこの問題をめぐって会談した。ここでマッカーサーは、ソ連側の発表した九万五〇〇〇〇人という人数は戦闘員のみで、民間人は含んでいないとしつつ、「戦闘員及び民間人を含めて四十万人以上の日本人がソ連地区に抑留されているとする吉田首相の意見には同意する」と答えた。⁽²⁷⁾報道が正しいとすれば、吉田はこの時までには事務方が提示していた疑問を公開せずに、抑留問題を扱う姿勢を固めたのである。

おそらくこの会談の結果を受けて、二八日に日本政府の応答要領が作成された。それは「ソ連地区引揚について」と題するもので、そこには五月二〇日のソ連発表について「疑問の点が多く国民一般が心配している現状に鑑み五月二四日政府は総司令部に対し事態を明らかにする措置をとられたき旨要請した」と記されてあった。⁽²⁸⁾総司令部の発表を利用することによって、この問題での議論を封じたものと見られる。六月一日に記者会見に出席した吉田はこの方針に即して、「我々は在外機関をもっていないので総司令部に聞いた以外にはわからない」と答え、さらに駐日ソ連代表部は詳細な情報を何も持っていないと声明した。⁽²⁹⁾後者の断定は、被占領国の首相の発言とは思えぬものであった。ともあれ同日に、総司令部は何もコメントを付さずに、引き揚げ対象の日本人は満州が六万三二二人、サハリンと千島が八万四一三六六人、シベリアが三二万四九三三人で、総計四六万九〇四一人であるとす従来統計を示した。⁽³⁰⁾これによって総司令部と日本政府は、再度自分たちの示す数字が正しく、ソ連側の発表は信ずるに足らないと日本国民に説明したのである。

未帰還者問題に対する総司令部の対応は、以後も強硬であった。六月六日の日本側の担当者会議において引揚援護庁長官は、総司令部より「日本政府は数字の喰い違いに云々する権限を持たない」旨を申し渡されていると述べた。⁽³¹⁾ また、一日にシーボルトの不在中に代理を務めるヒューストンは、対日理事会ソ連代表部のデレヴァンコに対して、四月二五日付で提示した「日本人捕虜」についての個別情報を提出するよう求める書簡を送った。⁽³²⁾ さらに、一三日にはマッカーサー自身が、都庁前広場における労働者と警察隊の衝突事件に抗議するデレヴァンコの書簡に応える形で、ソ連側は日本人労働者の権利を擁護すると言いながら、他方では「四〇万人以上」の日本人を束縛して本国に返さない措置をとっていると非難し、その行為は偽善そのものだとする痛烈なコメントを発表した。⁽³³⁾

総司令部の一部は、さらにこの問題で攻勢を強めようとした。この時点でウイロビー少将が指揮するG2の新たな動きが表面化したのである。倭島管理局長が残した覚書によれば、六月一六日にG2に所属するシュナイダー中佐が彼と復員局上月局長に來訪するよう求め、予め作成していた書簡草稿（ドラフト）を示して、次のように述べたのである。

「右ドラフトに引用してある数字は予て復員局との間に種々研究せるものであるが、今般総司令部で或る関係上必要があるから此『ドラフト』の内容のものを至急日本政府より正式の書簡として提出してもらいたい。其字句もなるべく實質上変更しない様にしてほしい。尚、形式を整える為に、手紙にはなるべく外務大臣にサインして貰いたい⁽³⁴⁾が、もし大臣に代つて誰かサインするなら、せめて次官に⁽³⁴⁾してもらいたい」。

このドラフトは、ソ連占領地域（現在のソ連管理地域と満州）で抑留された一般邦人は一八〇万九〇〇〇〇人、陸海軍は九一四〇〇〇〇人で、そのうち帰還した者は前者が一七二万四〇〇〇〇人で後者が五四万人、つまり未帰還者は一般邦人で九万五〇〇〇〇人、陸海軍で三七万四〇〇〇〇人、総計四六万九〇〇〇〇人に上ると主張するものであ

った。

倭島と上月は提案が重大であることを認識し、上司に相談し、数字も一応検討したいと述べ、後で必ず届けることを約束して書類を持ち帰った。しかし結局、日本側はこれに若干の修正を加えただけで、翌一七日に太田一郎外務次官の署名入りで一六日付書簡として総司令部 G2 に提出した。日本側の修正は、計算の根拠を正確にする字句を加え、抑留中に死亡している、あるいは生存していると判明した者の人数を日本側の数字に入れ替えただけであった。この点では、日本側はこの時点で抑留された軍人で抑留中に確実に死亡した者の数を九万人と計算し、生存者数を一五万三五〇九人と見ていた。言い換えれば、最初に抑留された人数については、G2 側の数字をそのまま受け容れたのである。³⁵⁾もしこの点で、日本側の有していた統計が全面的に対置されていれば、ソ連側の報道内容との根拠の違いをより明瞭にすることができたであろう。しかし倭島たちは、吉田とマッカーサーの会談の後に総司令部から「引揚対象の日本人」の数が発表されている以上、また、彼らの間でも意見がまとまらない以上、G2 に抵抗しても無駄だと判断したものと思われる。

翌一九五〇年になって外務省内で作成された文書によれば、以上の結果、日米関係の公式レベルでは、一九四九年五月時点での未帰還者数四六万九〇〇〇人という数字が「日本政府の数字として」報告され、「爾来、総司令部数字は逆に『日本政府から総司令部に報告された数字』の形を採ることになった」のである。³⁶⁾もとより、このような作業を G2 がたんに日本に責任を転嫁するために行ったはずはなかった。作業の過程でシュナイダーは総司令部の他の部局にも知らせないよう求めており、G2 の活動としてこの文書に取り組んでいたのである。後に述べるように、彼らとしては、対ソ非難の国際的キャンペーンを繰り広げるために当事国である日本からの正式の支援要請を必要としたのである。

日本外務省と引揚援護庁の担当者は、おそらくは吉田の指示に従って、ウィロビーたちの政策に関与すること

によってソ連に圧力をかけて抑留問題の解決を目指す政策に踏み込んだと言えよう。言い換えれば、これによって日本の抑留者の帰還を求める政策はアメリカの対ソ冷戦と一段と深く結びついたのである。皮肉なことに、日本側関係者は抑留者の早期帰還を求めてソ連に圧力をかける政策に踏み込んだ時点で、自らが理解する抑留者数を日本国民に伝える機会を失ったのである。

もしソ連側がこのまま一九四九年の日本人抑留者の送還を中断すれば、すぐにもG2は大々的にソ連非難のキャンペーンに向けて動き出したのかもしれない。しかし、日本人四六万九〇〇〇人がソ連から未帰還であると主張する「日本政府の書簡」がアメリカ側に手交された日から三日後の六月二〇日に、ソ連側はようやく送還を開始する旨を総司令部に通告した。⁽³⁷⁾ この間のソ連側の動きを伝えるカルポフによれば、ソ連閣僚会議は六月一日に政府決定二三二六号の九〇五(秘)によって、九万七九三六人の「捕虜」と、サハリンの民間人四四四六六人、さらに遼東半島の民間人二七七八人、総計一〇万五一六〇人を送還することを決めたのである。⁽³⁸⁾ しかし、一九四九年の送還はこの決定通りには進まず、日本側の史料によれば、送還者は六月が一万二四五人、七月が二万四六七人、八月が一万八〇〇〇人、九月が二万二六一人、一〇月が一万二八四〇人、十一月が一万二一六〇人であった。⁽³⁹⁾ 従って、六月以降一九四九年末までの送還者は民間人も含めて九万三九七三人であった。

以上の状況は、日本国民の中に広がっていたソ連に対する不信と憤りを強めるばかりであった。この点では、六月以降にソ連支配地域から帰国した元兵士たちの集団的な行動も、日本社会に「洗脳」の恐ろしさを印象づけた。吉田政権はこうした日本国内で強まるソ連非難の世論を追い風にして、アメリカ側が構想した抑留者の返還を求める国際的キャンペーンに積極的に関与していくのである。そこで最後に、一九四九年夏以降の吉田政権の抑留問題に対する対応を検討し、日本が占領状態のままアメリカの対ソ戦略に自発的に参加していく過程を追うことにしたい。

九 戦後日本の対ソ政策の確立

六月二七日の『高砂丸』の舞鶴入港とともに始まった一九四九年春のソ連からの引き揚げは、始まるとすぐに社会的関心を集めた。既に前年春から兆候が見られていたのであるが、戻ってきた兵士たちがこれまで以上に結束して反米親ソ姿勢を誇示したのである。たとえば上記の『高砂丸』で送還されてきた元軍人、軍属からなる二〇〇〇名の集団（この内一九名のみが一般邦人であった）は、受け入れ担当官に次のように映った。

「今回の帰還者は顔色よく服装も立派でソ連で相当優遇されてきたように感ぜられ」、「又民主主義によるか共産主義によるか疑問なるも一応祖国再建、世界平和建設の意気に燃えている様子に見受けられた。引揚者の多くは船中でインターナショナル歌を高唱し、中には自分の身体はマルクス、レーニンの筋金入りだと叫ぶものもあるなどその思想態度から判断してソ連で共産主義思想を吹き込まれてきたことが強く感ぜられる。引揚が遅れた理由として日本政府が船を廻さなかつたからと誤報されているらしく当局者の真相説明を容易に信じ兼ねる様子であり、この外にも誤解は多いらしいように思われる」⁽⁴⁰⁾。

この観察が的を射ていたことは、この後に生じた事態によって証明された。輸送船によって次々と送還されてきた帰還兵たちは、舞鶴から引き揚げ列車に乗って故郷に向かう途中でも人目を惹く事件を立て続けに起こしたのである。引揚援護庁が翌年まとめた『引揚援護の記録』にある次のような記述から、この状況の一端をうかがうことができる。

「この第一配船の他の引揚船が舞鶴に着き始めた。さきの船舶で来た引揚者の多くは入港カードに記入を拒否して、滞寮日時が一両日後者と一緒になったため、彼らの一般態度は一層無秩序となり軽蔑的となった。彼等は指定列車を京都で下り、大規模の示威運動に参加し、その結果は座り込みストライキとなり、遂に警官隊と衝突するに至った。この事件は警官の巧みな事態処理がなかつたならば、重大事件となる可能性があった。その後一日過ぎると引揚者の一団体

は許可なしに東京で下車し、一公会堂を占拠して二夜を明かし、日本政府の官庁や重要工場で示威運動を行い、ロシア大使館を訪問し、『ソ』連抑留中に受けた『温情ある』取扱に感謝の意を表明した⁽⁴¹⁾。

こうした帰還兵たちの行動に、日本政府はさしたる脅威を感じなかったように見える。吉田首相は七月一日の時点でウイロビーに、鉄道ストライキの際に迅速に対応できなかった国警本部長官の更迭を求めていたが、帰還兵たちの動向に反応することはなかった⁽⁴²⁾。吉田は、日本の国民は彼らの反米姿勢に同調することなく、憐憫の情をもって見守っていると判断したものと思われる。しかし、アメリカ側の対応は異なっていた。七月五日にパーズ第一軍団民事部長は、日本側関係当局に帰還兵による混乱防止のための措置を日本側の法令、規則に基づいて至急とるよう、覚書を以て要請した⁽⁴³⁾。しかしその後も安定せず、マッカーサー司令部を代表したウイロビーは八月六日と一〇日に日本側の検事総長、国警本部長、警視總監、引揚援護庁長官を集めて秘密会議を開き、断固たる策を取るよう求めた。会議の内容を記した日本側の記録によれば、六日の「会見の目的」は、「共產主義の世界的マンエンを阻止する米国の決意を明かにすると共に日本共産党の活動をびしく押へていく総司令部の方針を明かに」することにあつた。ここでアメリカ側は、「八月末から舞鶴引揚援護局構内は勿論各地で引揚者達のすわり込み戦術が展開される惧がある。これに対して日本側は警察力を以て処理せねばならなくなるであろう」、また「引揚者自体の行動であるが復員業務が完了する迄引揚者は旧軍人軍属であるから共産党の歌や踊を車中、駅頭で行うことは許されない」などと述べた。さらに一〇日には、帰還兵のこうした行動を封じ込めるためにポツダム勅令を發出するよう日本側に「申し渡した⁽⁴⁴⁾」。このような強硬姿勢を受けて、日本政府は一日に「引揚者の秩序保持に関する政令」を公布した⁽⁴⁵⁾。

当然ソ連側は反発し、二一日のモスクワの海外向けラジオ放送を通じ「日本の本国送還者に対する警察テロ」と題する論評を日本語で伝えた。それは吉田政権が本国送還者を取り締まる「乱暴な『警察』法」を採択し、こ

れによつて送還者たちが抗議の集会やデモをすることができなくなり、「日本国民は軍国主義の敗北によつて獲得したほんの僅かな政治的権利も」奪われたと非難するものであった。⁽⁴⁶⁾しかし、こうした反発を無視して実施された日米政府の強硬策によつて次第に帰還兵たちの対決行動は目立たないものになった。

ここで当然生ずるのは、帰還兵たちの対決姿勢は、はたしてソ連指導部の指示に基づくものであったのか、という問題である。この疑問に直接答えるものではないが、少なくとも帰還兵を迎える以前の時点で共産主義勢力の側にこれまでの路線を修正するような動きが表面化していた事実は注目に値する。第一は二月三日にもたれた毛沢東とミコヤンの間の会談で示された。ここで毛沢東は訪中してきたミコヤンに対して、これまで日本共産党は「議会闘争によつて権力が取れるという誤った観点にしがみ付いてきた」と明白に批判したのである。このとき両者は、アジア諸国の共産党を結束させるためのビューローの創設の可能性について話し合っており、ここで日中の共産党の路線が大きく異なるため、ソ連指導部としては早晩どちらか一方の路線を選ぶ以外にないことが明らかになったのである。⁽⁴⁷⁾

さらに三月二〇日に日本共産党は「ソ同盟帰還者の受け入れ態勢を強化せよ」と題する指令三四七号を発し、次のように指示していた。⁽⁴⁸⁾

「新しく帰還する者は、昨年度の帰還者より更に積極化しており、その大部分の者は直ちに党組織に参加して闘うことを決意して帰ってくるのである。政府並に反動諸団体はすでに、これの切崩し工作の準備にやつきとなつていながら、われわれは、二十数万と予想されるこの新帰還者を敵の謀略と恐喝と懐柔からまもり、全員をわが党の組織に吸収するために積極的な受人態勢を講じなければならない」。

この文書は早くから日本共産党が帰還兵の思想傾向を把握しており、彼らを取り込む積極的準備を進めていたことを示している。この指示に従つて、七月初頭から黨員たちは帰還兵が通過する主要駅に赤旗を掲げて集まり、

彼らとともに反米的、もしくは反政府的示威行動を行ったのである。

さらに言えば、ちょうどソ連側が日本の兵士たちの送還を準備していた時期にあたる五月一七日に、スターリンは中国共産党中央委員会に送っていた彼の使者コヴァリョフから、一二日の会談で毛沢東が中国の内戦は既に終了段階にあると語ったとする電報を受け取り、さらに、それからまもなくして劉少奇一行のソ連訪問を認め⁽⁴⁹⁾た。これによって六月末から始まった彼らの長期ソ連滞在は、中国共産党が国家統治を学ぶためのものだった。つまり、スターリンは六月中に中華人民共和国の成立を宣言するときに来た毛沢東側に確認しており、日本共産党が野坂参三の指導の下に進めてきた路線を再考せざるを得なくなっていた。⁽⁵⁰⁾こうした動きの結果として、周知のごとく翌一九五〇年一月にコミンフォルムの機関誌は野坂参三の平和革命論を批判する論文を掲載したのである。時期的に見て、日本における帰還兵の示威行動が共産党側の以上の動きと何も関係がなかったと看做すことはできないだろう。しかし、目下のところソ連側の直接的関与を示す史料は発見されていない。⁽⁵¹⁾

ともあれ、一〇月一日には中華人民共和国の樹立が宣言された。つまり、アメリカ側が帰還兵の組織的行動をソ連側の攻勢の一環として捉えても不思議でない状況が出現したのである。こうした雰囲気の中で、八日にウイロビーと吉田が会見した。そこでウイロビーが「引揚の数字について再び『チェックアップ』したい希望」を表明したとして、吉田は「然るべく総司令部側に連絡する様に」と倭島局長に指示した。これを受けて日本側は内輪の協議を重ね⁽⁵²⁾、一四日と一七日にG2の実務者との会議に臨んだ。前者の会議で日本側(斎藤援護庁長官、上月復員局長、高山復員課長、倭島管理局長)はG2のテイト中佐に対し、予め復員局で作成し、関係省庁で討議を重ねてきた抑留者数に関する最新の研究成果を提出した。それは、入ソ人員を当初は五六万六〇〇〇人であったが、そのうち二万七四〇〇人が送り戻されたので、正味五三万八六〇〇名であったと見積もるもので、「従来総司令部公表の七〇万に対して約一六万の開きのある」ものだった。この時復員局長は、「わが方の研究」は

「約三十万の帰還者の齎した報道に根拠を置くものであるから有力な資料であるが、しかし関東軍の首脳部の殆んど一人も帰って来て居らぬ現^{不明}□」としては、「」右を以て直ちに従来の公表数字を訂正して貰ひたいと言う丈の自信はないとも説明した」。これにテイトはアメリカ側でも検討し、二、三日中に再度協議したいと応じた。⁽⁵³⁾

次の一七日の会合では、アメリカ側は「G2内にて引揚関係の数字を担当してあるファイファ中佐とその関係官」などを代表に加え、日本側の挙げた数字について協議する姿勢を示した。この時は、日本側は先の研究成果を凝縮した形で示す表を新たに作成して提示し、説明を加えた。この説明に対するアメリカ側の反応は不明であるが、最終的に「上月局長より右数字は何れも中間的なものにて」「」右により司令部発表のものを修正して貰ひたいと言う趣旨は毛頭なき旨を説明せるに「」一同納得した。明らかにアメリカ側は日本側の統計数字への対応を考えつつ会合に臨み、上月局長のこの発言に安堵したのである。⁽⁵⁴⁾

これに続く会合で、G2側はようやく手の内を明らかにした。テイトは二日に斎藤援護庁長官、上月復員局長、倭島管理局長等を招き、ウイロビーが間もなく吉田首相に届ける予定の手紙を示し、伊藤中尉を通じ「総司令部として不日国際機関(U.N.)に持出す可能性にかんがみ世界に解りよい資料を至急整えたい。そこで一ヶ月以内(十一月二十日迄)に三月一日現在の未引揚邦人の総数だけを届けて貰いたい」と要望を伝えた。ここでG2側は、細目は外国人には分からないので不要であるが、今後「恐らく最も重大な資料として未引揚者の名簿(カード)が必要になる」とも伝えており、今回の要請が抑留問題を国際的に訴える大規模な政策の一環であることを日本側に説明したのである。⁽⁵⁵⁾

この後、一〇月二四日付でウイロビーは吉田首相に上記の手紙を送った。しかしそれは国際連合に言及しておらず、間もなくソ連側が日本人抑留者の送還を停止する可能性がある中で、「戦争終結時にソ連支配地域にいたことが分かっている者で、今日まで帰還していない人々」についても一度念入りに調査することが「我々の責

務である」と記すものであった。⁽⁵⁶⁾これに吉田も二七日付で返書を送り、手紙の趣旨にすべて賛同する、「ソ連と中国共産党勢力の支配下にある地域に残留する日本人について、できる限りの情報を集めることが必要である」と応じた。⁽⁵⁷⁾ウイロビーと吉田がこのような儀礼的内容の手紙を交わしたのは、この時点では国際的キャンペーンを行う計画がG2レベルに留まっており、マッカーサー司令部としての決定がなされていないかつたためだと思われる。

以上の動きを受けて、一月三〇日にシーボルトはワシントンのアリソン国務省北東アジア局長に、「ウイロビー將軍から内々に受け取った『秘密報告』と『ソ連による日本人捕虜の利用と取扱い』と題する二つのレポート」を届けた。ここにある「秘密報告」は、日本側が上記の要望に従いG2に提出した資料を基に作成されたものだと思う。アリソンは三〇日付のバターワース極東局長宛てのメモランダムで上記の二つの文書を受け取ったと述べた後に、「連合軍最高総司令官と日本側の数字は、四〇万人の日本人捕虜が未だにシベリア、サハリン、千島列島に残存していることを示している」と説明し、おそらくこの事実を記したと見られる「秘密報告」については、一二月にソ連の送還が終わった時点で公表すべきだと提言した。彼は他方の「ソ連による日本人捕虜の利用と取扱い」については、情報関係の資料を使っていて宣伝に向かないので公表すべきでないと評価した。⁽⁵⁸⁾

日本政府の側も呼応する行動をとっていた。まず一月一日に衆議院の海外同胞の引揚委員会で、出席した厚生政務次官(矢野西雄)が「大体今月二〇日までのうちには」未復員者数についての調査結果を公表できるだろうと答えた。⁽⁵⁹⁾証拠はないが、前後の事情から見て、この発言は吉田の指示に基づくものであったと思われる。その後二八日の参議院本会議は、「ポツダム宣言第九条に宣明された捕虜並びに一般抑留同胞の本国送還の一部が未完了であり、抑留中における死亡者の氏名並びに戦犯関係抑留者の氏名のうちに、未発表の部分があることは、誠に遺憾にたえない」とする決議を採択した。⁽⁶⁰⁾さらにそれから四日後の一二月三日に衆議院も同様の決議を

採択した⁽⁶¹⁾。前節で述べたように、四月にも同様の趣旨の決議を行っていたことを考えれば、今回の両院の決議は時間的隔たりがなさ過ぎるようにみえる。おそらく吉田の強い働きかけによって採択されたものであろう。

その後、吉田は一日にシーボルトを訪ねてこの二つの決議を手交するとともに、「多くの同胞が今なおシベリア、満州、樺太の地域に抑留され、これらの厳寒の地において五たびめぐり来る冬の過酷な試練に直面させられていることを思うことは、日本人にとつていたましい感じですよ」と記した書簡をマッカーサーに届けるよう依頼した。さらに、彼の訪問と上記の手紙の全文は、その日のうちに総司令部から発表され、翌日には日本の各紙に掲載された⁽⁶²⁾。以上からすれば、厚生政務次官の発言からここまでの一連の動きは、すべて吉田と総司令部の間で予め打ち合わせをした上でなされたものであつたろう。

事態は明らかに緊迫の度合いを深めていた。一月初頭にはソ連側も日米政府の動きを察知していたかに見える行動を取っていた。まず二日にはソ連閣僚会議が内務省に対して、残留する「日本人捕虜」の取り扱いについての提案を一月二〇日までに提出するよう命じる決定を行った。そこで内務省は「対ソ犯罪の容疑がある」二八八三人を軍法会議に送り、「中国領で犯罪をした」九七一人を中華人民共和国に送致し、罪状のない者一六六四人を日本に送還する提案をした⁽⁶³⁾。この提案はすぐに検討され、一月二八日には閣僚会議決定第五八六七―一九二号として採択された。これにより一六六四人の日本送還が決まったのである⁽⁶⁴⁾。極度に速やかな展開は、日米両国政府の動きを察知して批判される要素をできるだけ少なくしようとした結果と見て間違いない。

他方、東京でも一月四日にデレヴァンコは部下を通じて対日理事会事務局に、翌五日の対日理事会における議題の一つとして「日本の民主化問題の原則の違反と未達成」を取り上げるよう提案した。対日理事会でアメリカ側が抑留問題を取り上げようとしていることを知り、これに対抗するために持ち出したものと考えられる。しかしシーボルトは、その日のうちにデレヴァンコにこの提案は受理できないとする回答を送った。その理由は、

ソ連側提案は表題から見てマッカーサーの行動の再検討を目指すものと見られるが、それは極東委員会の管轄であつて、対日理事会の管轄外の問題だと言ふものであつた。デレヴァンコはこれに納得せず、一二月五日になつて、「日本政府の反民主主義的措置に関する問題」を討議することは対日理事会の権限であるから、これを議題として取り上げるよう主張した。奇妙な間合ひは、彼がいかに対応すべきか本国に問い合わせた結果だと推測される。ともかく今度は、デレヴァンコはソ連側が意図しているのはマッカーサーの行動を討議することではなく、日本政府の行動を検討することであると判るように表題を変更し、ソ連が提起する問題を対日理事会での議題にするよう迫つたのである。⁽⁶⁵⁾しかしシーボルトはこれも認めず、二一日に開かれた対日理事会で捕虜送還問題を議題とした。

この対応はデレヴァンコの激しい反発を引き起こした。彼は二一日の対日理事会の冒頭で、ソ連側の提案が無視されたことに対し強く抗議した。また彼は、シーボルトが目論む対日理事会での日本人の送還問題の討議は、日本においてソ連に敵対する宣伝を強めるためのものと主張した。後者について彼は、「アメリカ軍司令部と吉田が率いる日本政府は、ソ連からまだ本国送還されていない日本人について法外な数字を発表し、その他ソ連にいる日本人捕虜の状態に関して、またソ連の国内状況全般に関して誹謗的な言葉を広めている」と主張した。しかしシーボルトは、ソ連側の最初の提案は日本政府の行動の再検討を目指すものではなかつたので受理しなかつたとし、デレヴァンコの抗議を強引に押し切つた。このような事態に直面して、ソ連代表団はそろつて議場から退席した。⁽⁶⁶⁾

シーボルトはこうした動きに影響されることなく、そのまま会議を続行し、第四四回対日理事会以来の抑留問題に関する大演説を行った。そこで注目されるのは以下の二点であつた。第一点は、現時点で大連、樺太、千島、そしてシベリアを含むソ連支配地域から帰還してない日本人は三二万六六一七人で、満州から帰還してない

日本人は六万三二二人と推定されると述べたことである。彼はこの数字が日本政府の調査に基づくものであるかのように説明したが、明らかにこれは、一九四九年五月時点での未帰還者数を四六万九〇〇〇人とした日米両国の公式数字からそれ以降の帰還者数を減じたものであった。これまでに日本側が内々に示した未帰還数についての計算は、ここでは無視されたのである。

第二点は、抑留中に死亡した日本人について、その推定数を示したことである。シーボルトは抑留中の死亡率と死者の概数を統計的に算出すると、以下のようにになると述べた。まず一九四五年の最悪の冬には死亡率が一〇％で死者は二七万二三四九人、以下一九四六年には七％で七万七八一六人、一九四七年は三・七％で一万九六八人、一九四八年は二％で四二〇八人、つまり統計的には総計で三七万四〇四一人が死亡したと推定されると言うのである。このような衝撃的な数字を示した後に、シーボルトはこれが事実なのかと問いかけ、マッカーサーや日本国民ばかりでなく、「文明世界すべてが事実を知るところを切望している」と結んだ。明らかに、彼はここに国際的キャンペーンを開始したのである。

この演説の後に発言を求めた英連邦代表(オーストラリア代表) ホジソンは、ソ連代表が国際会議を退場するのは国連安全保障理事国がベルシア問題を討議した際に行ったのに続いて二度目だと指摘した後に、日本人抑留者の問題は対日理事会の管轄であって取り上げるのは当然だと主張した。さらに彼は、ソ連は一月八日に一九二九年の捕虜に関するジュネーヴ協定に署名しており、また国連世界人権宣言にも参加しているので、これらを利用してスイスのような中立国、あるいは国際赤十字の機関を通じてソ連側に「日本人捕虜」に関する情報を要求してどうかと提案した。⁽⁶⁷⁾ 彼は発言の冒頭で、シーボルトがソ連側提案を受理しなかった理由について問い合わせており、すべてがアメリカ側と予め示し合わせて表明したものではなかったかもしれない。

ともあれ、ホジソンの発言がアメリカ側に歓迎されたことは言うまでもない。翌二二日にはマッカーサーは、

昨日の「英連邦代表の賢明な示唆」を受け容れ、アメリカ政府に「必要な取り決めを行うための交渉をするよう求めた」とする声明を⁽⁶⁸⁾発した。おそらく、ウイロビーと吉田が画策した国際連合への提起よりも、まずはホジソンの提案を採用すべきだとする判断がアメリカ政府内で決まったのである。そこでアメリカ政府はホジソンに従って、三〇日にワシントン駐在のソ連大使に覚書を送った。それは、五月二〇日にソ連政府が発表した抑留中の「日本人捕虜」についての数字と「日本政府によって記録整理された数字」があまりにも大きく乖離するので、この件を解決するために適した国際的機関を指定することにソ連政府が同意するよう勧める (urge) という内容のものであった。アチソンは覚書送付の件を三〇日にシーボルトに伝えた際に、イギリス政府にも同様の申し出をロンドン駐在のソ連大使に行うよう要請していると書き、さらに上記の覚書の発表のタイミングについて意見を求めた。⁽⁶⁹⁾

シーボルトがこの覚書の発表に選んだ場所は、翌一九五〇年一月四日に開かれた対日理事会特別会議(第一〇四回)⁽⁷⁰⁾であった。ここでもソ連代表は、この件を対日理事会で取り上げるのは不当だと抗議して退場した。しかし、もはやシーボルトとホジソンは追及を止めなかった。彼らは一八日に第一〇五回対日理事会を開催し、日本人抑留者の引揚問題を取り上げたのである。ソ連代表はこの日も抗議して退場した。この後、ホジソンは、オーストラリア政府は五日にキャンベラに駐在するソ連大使にアメリカ政府と同様の「日本人捕虜送還」に関する覚書を送付したと発表した。さらに彼は、今後対日理事会がこの問題を継続審議するよう提案し、さらに国際赤十字には日本人俘虜の抑留状況について調査する権限があるので、対日理事会は調査を促進するための適当な措置をとるべきだと主張した。これにシーボルトが同調し、アメリカ政府が先に行った申し入れに対してソ連側は何も回答を寄こしていないが、その一方で、一八日にナホトカから二五〇〇名の「日本人俘虜」を送還するので船を送るよう要請してきたと説明した。シーボルトは、これは前年のソ連の対応と異なるものだと皮肉り、ソ連非

難の姿勢を取り続けた。⁽⁷¹⁾

他方で、ソ連指導部もこの問題で譲歩する姿勢をまったく見せなかった。前年の二月一六日から毛沢東との会談を続けていたスターリンにとって、ここで議論されている問題は此事に過ぎなかったと見られる。彼は毛沢東に対して日本はまだ戦争ができる状態ではなく、アメリカも戦争を恐れているとする認識を示した。明らかに彼は、金日成の武力による朝鮮半島統一の動きを支援する方向に向かっていたのである。⁽⁷²⁾日本人の抑留問題で彼がとった行動も、アメリカとの緊張状態を視野に入れたものであった。まず一月三一日に対日理事会ソ連代表を通じて、ソ連側はシーボルトに日本人の抑留問題は対日理事会の権限外であるから、この問題が日程に上がる限りソ連代表は参加しないと通告した。⁽⁷³⁾

さらに二月一日にはパニューシキンがアチソン國務長官との会談後に記者会見をし、ハバロフスクで行われていた日本軍の細菌部隊に対する軍事裁判に関連し、ソ連政府は天皇を戦犯として極東軍事裁判に付することを希望すると表明した。この動きについて『朝日新聞』は、ソ連側は「日本人捕虜を送還せよとのマックアーサー元帥および米政府の強硬な対ソ要求に対してもつ日本人の注意をそらせる」ことと、アメリカが天皇を守る姿勢をとるように追い込み、それを「アジア諸国における反米宣伝に利用する」つもりだとワシントンの外交筋は理解していると伝えた。⁽⁷⁴⁾おそらくこの解説は正確にソ連側の意図を捉えていた。スターリンは、吉田政権が外交面で既に反ソ姿勢を固めている以上、このような姿勢を取ってもソ連として何も失うものはないと判断したものである。⁽⁷⁵⁾

抑留問題での西側諸国とソ連との全面的な対決状態は、四月二二日のタス報道によってさらに進行した。ここでソ連側はまたもや新聞報道を通じて、前年五月二〇日にソ連閣僚会議捕虜担当全権局が発表した「日本人捕虜」の本国送還の作業が完了したと発表したのである。そこでは集大成として、戦犯として取り調べを受けてい

る者は一四八七人であり、その他に治療中の者が九人、中国人民に対して重大な犯罪を行い、中華人民共和国に引き渡された者が九七一一人いるとし、結局ソ連側は七万八八〇人を戦場で直接釈放し、五一万四〇九人を日本の降伏以降に本国送還したと説明した。⁽⁷⁶⁾ ここでもソ連側は、抑留中に死亡した日本人について一言も述べなかった。また抑留が一般民間人をも含んでいたことについても、何も語らなかつた。これによってソ連側は、最早この問題で日米両国の政府が問題を提起しても答えるつもりはないという姿勢を示したものと思われる。⁽⁷⁷⁾

吉田はこれに対して談話を作成した。それは「タスの通信の発表に接し政府は国民とともに驚愕し納得致しかねるところである。留守家族の人達もさだめし心を痛めていられることと察し同情に堪えない次第である」と切り出し、「ソ連地域及び中華民国に未だ相当多数の日本人が残留していると確信しているので、之が速やかなる送還を実現されたい」、また「ソ連領土内抑留中の死亡者の氏名を通告されたい」と連合国総司令部に対し要請するものであった。⁽⁷⁸⁾ この談話は、発表する前にウイロビーの了解を求めていた。案文を見た彼は「very good」と評価したのである。しかも、この事実を伝える外務省内で作成された文書は、この時の打ち合わせの後、ウイロビーは、先に総司令部で作成した「ソ連俘虜収容所に於ける日本人俘虜の生死に関する特別報告」⁽⁷⁹⁾を和訳して、「大々的に宣伝してもらいたい。この宣伝弘報方について総司令部は全面的に援助する。資金面にも百万弗を単位とする位に援助しよう」と表明した「趣である」と記していた。⁽⁸⁰⁾ 抑留問題をめぐる吉田とウイロビーの関係はきわめて緊密であったのである。

国会でも、おそらくは吉田自身の強い指導力の下に、衆議院が五月二日に未帰還同胞の引揚促進と「実体調査」を国際連合に求める決議を採択した。それは「連合国最高司令官に対し国際連合を通じて世界の正義と世論に訴え本件の速やかなる解決のためあらゆる援助を与えられんことを懇請する」というものであった。ここには、もはやソ連を名指して批判することをためらう姿勢は微塵も見られなかつた。そのために、日本共産党は強硬に

反対した。しかし、衆議院本会議は多数によってこれを採択した⁽⁸¹⁾。この決議の採択は、占領下の日本がスターリンのソ連と正面から対決する路線を選択したことを示すものであった。日米安保条約の裏面をなす対ソ政策が、ここに姿を現したのである。

この後、朝鮮戦争の勃発によってこの要請は足踏みしたが、一二月になって国際連合総会はアメリカ、イギリスなどの要求でソ連に囚われている捕虜の帰国を要求する決議案を採択した。しかし、国際連合に設置された調査委員会はソ連の抵抗にあつて、何の成果も挙げなかった。

結 語

戦後の日本は、アメリカによる広島、長崎への原爆投与とソ連軍の参戦に衝撃を受けて敗戦を認めた時から始まる。この後、連合国による占領という事態の中で、日本政府は戦後処理の一環として海外にいる日本人を帰国させるといふ事業に取り組まねばならなかった。占領の中心勢力となったマッカーサーはこの事業を全面的に支援した。しかし対照的にスターリンは、樺太、千島列島、北朝鮮、そして中国領土内にいた日本人を拘留し、その一部をソ連へ連行することを命じたために、日本政府は主としてアメリカ占領軍に依拠して、彼らの帰還を目指すさねばならなかった。

一九四六年一二月にマッカーサー司令部とソ連との間に締結された協定によって、ようやく彼らの日本への送還が始まったが、敗戦時にこれらの地域に生きていた日本人の総数が不確かであったために、どれだけの日本人がソ連の支配下に残り続けたのか、正確には誰にもわからなかった。一般に「シベリア抑留」という言葉が含意するものと異なつて、アメリカが準備した帰還船を利用したのは日本帝国の軍隊に属していた人々だけではな

った。一般民間人も、これらの船によって日本に送還されたのである。ソ連側は抑留した日本人の総数について故意に沈黙を続け、自国に残る日本人が少なくなった時点になって、ようやくこの点を明らかにする姿勢を見せた。しかし、数度にわたるソ連側発表は、彼らが送還する人々の中に加えていた日本民間人について何も述べていなかった。従って、日本に帰国した人々について詳細な資料を作成していた日本政府の担当官も、最終的にどれほどの人数がソ連領に残されているのか、正確につかめなかった。

しかも、この問題は次第に冷戦状況と結びついていった。かなり早い時期から、アメリカ政府にとってこの問題は人道的な問題であると同時に、日本をソ連（共産党）の影響から「守る」ための政治的問題でもあったのである。このために、ソ連残留日本人のできるだけ正確な人数を探し求めた復員局や外務省の担当者は、ソ連ばかりか、アメリカ政府とも困難な折衝を続けざるを得ない状態に置かれた。当然、この時期の大半において外交の中心に位置した吉田茂のこの問題に対する対応は、非常に微妙であった。彼は米ソ対立が進む状況の中で、ソ連に残留する日本人を帰還させる課題に直面しなければならなかった。アメリカ側の史料を十分に利用したとは言えないが、管見の限りでは、彼は次第に冷戦状況の中で日本の外交を組み立てるといふ課題を重視していったように見える。より直截に言えば、彼は次第にマッカーサー司令部の中でも反ソ的な諜報担当者と気脈を通じるようになったかに見える。あるいは、それこそが日本にとって最良の選択だと政治的に判断したのかもしれない。国土の一部を米軍の基地として提供し、そのことによって日本の安全を確保せざるを得ないとする究極の判断が、日本人本国送還の問題と深く結びついていたことは想像に難くない。彼は将来の対ソ関係を考えて日米同盟を選択する以前に、現在の抑留という問題に対処するために対米依存を選択する状況に置かれていたのである。

おそらくは日本国民の大半は、領土問題ではなく、冷戦下の抑留とその帰還の状況を見て、極度に片務的な一九五一年の日米安保条約を求めた吉田の選択を支持したのである。それは必然的に強い反ソ姿勢を基礎とするも

のであった。

- (1) 日本外交史料館所蔵文書 K7-1-2-9 「対日理事会におけるソ連地区引揚問題討議関係一件」 SCAP Queries Soviet on Resumption of Repatriation, 17 March, 1949. 後に述べるように、ロシアの研究者カタンソフはこの書簡の存在を認めていない。しかく三月一八日付の『朝日新聞』は「シベリア引揚再開、総司令部から書簡で要求」という見出しの記事を掲げており、総司令部が三月一七日に記者会見をし、同日付でデレヴァンコに書簡を送り、輸送再開の正確な期日について情報を求めたと発表した事実是否定できない。総司令部が、出していない書簡を出したと主張したと解釈する理由はない。
- (2) 『官報』号外(昭和二十四年四月五日) 第五回国会、衆議院会議録第一一〇一ページ。
- (3) Records of FEC, 1945-1951, series 7, FEC Reference Subjects Files, 1945-1951, Repatriation of Japanese POWs, Folder 2, Department of State, April 25, 1949, NO.288.
- (4) 『官報』号外(昭和二十四年四月二十七日) 第五回国会、衆議院会議録第二二二号、二二六ページ。
- (5) "Japan hits Russia for holding PW's," New York Times, April 27, 1949.
- (6) Records of FEC, series 8, Repatriation: From Soviet Union, GHQ/Far Eastern Command, Public Information Section, 10 May 1950, Substance of Remarks by the Honorable William J. Sebald, Annex 1, GHQ/SCAP Diplomatic Section, Tokyo, April 29, 1950.
- (7) E.L.Katasonova, op.cit., pp.152-153. 邦訳、一三三〜一三四ページ。
- (8) Ibid, p.153. 邦訳、一三四ページ。ただし訳文は改めた。
- (9) A.A.Danilov, A.V.Pyzhikov, Rozhdenie sverkhderzhavy, Moskva, 2001, p.89.
- (10) M.M.Zagoryi'ko, ed., Voennoplennye v SSSR, 1939-1956, vol.4, p.940. この協議会の開催月日は記されていないが、主報告の中に「二月三日付の内務省令〇〇一七六号を本日受け取った」という記述があるので、二月末と推定される。Ibid, p.937.
- (11) カルポフは根拠を示さずに、ソ連関係会議は二月に「一九四九年中に完全に本国送還する決定をした」と書いて

- 2 no. V. Karpov, op.cit., p.265, 邦訳、三〇七ページ。
- (12) Pravda, 20 Maia, 1949, p.2.
- (13) 正確には、「シベリヤ」三二万四六〇七人、「四島から太」八万四一三六六人、「満洲」六万三二六六人、合計四六万九〇五九人とされていた。日本外交史料館所蔵文書、K7-1-2-1、「ソ連地区邦人引揚関係一件（中共地区を含む）」、「極秘、未引揚数に関する件」（N.D.恐らく一九四九年一月末頃に、外務省管理局内で作成されたもの）。
- (14) 『官報』（昭和二十四年五月二日）、第五回国会、衆議院外務委員会議録第一一〇号、一〜二ページ。
- (15) Nippon Times, May 22, 1949, p.1, Russian is mum on whereabouts of 300,000 POW's 『読売新聞』昭和二十二年五月二日、一面。「ソ連・責任な」。
- (16) 『官報』号外（昭和二十四年五月二二日）、衆議院会議録第三五号、ソ連よりの引揚問題に関する中山君の緊急質問、八七四ページ。
- (17) 『官報』号外（昭和二十四年五月二三日）、衆議院会議録第三二号、ソ連当局の残留者総数の発表に関する緊急質問、七二二ページ。
- (18) 日本外交史料館所蔵文書、K7-1-2-1、「ソ連地区邦人引揚関係一件（中共地区を含む）」、「引揚の統計に関する件、（倭島局長用）」（二四、一〇、七）と題する極秘メモの八〜九ページ参照。それによれば、総司令部発表の形式と基本数は変化したが、昭和二年一月一日より、満州一三〇万九〇〇〇人、ロシア地区として、北朝鮮二六万七七一八人、千島四万三三四五人、サハリン四四万九〇〇〇人、シベリア七〇万人として、常に記載されるようになったとある。（以下この文書は「引揚の統計に関する件、（倭島局長用）」と記し、ページ数を示すことにする）。
- (19) 『読売新聞』昭和二十四年五月二七日号一面。「日本の数字正確」。
- (20) 『第五回国会、衆議院海外同胞引揚に関する特別委員会議録第九号』（昭和二十四年五月三〇日）、倭島批判は四ページ、引用した横田発言は七ページ。
- (21) 総司令部の計算が、そもそもはこの重光書簡と、昭和二年二月一三日付で終戦連絡中央事務局が総司令部に送った書簡を基本としていたことは、以下において倭島管理局長も認めている。日本外交史料館所蔵文書、K7-1-2-1、「ソ連地区邦人引揚関係一件（中共地区を含む）」、「引揚の統計に関する件、倭島局長用」（二四、一〇、七）、二〜四

ページ。したがって、この質問は日本政府批判として最も厳しいものであった。

- (22) 同右、「ソ連地区引揚について」(四九・五・二八)。
- (23) 同右、「極秘、未引揚数に関する件」。この文書に関する註(12)も参照。
- (24) 同右、山川「引揚に関する『ソ』連発表以後の経緯概要報告」昭和二四年五月二六日。
- (25) 同右、山川「ソ』連地区引揚統計会議の件」。表題に「二四・五・二〇頃？」とある。このメモについては、同じ綴りにある「引揚に関する『ソ』連発表以後の経緯概要報告(国会関係を除く)」と題する日記風の文書の記述に基づき、日付を特定した。なお、ここにある「満洲、ソ連地区邦人引揚動態表」は見当たらない。
- (26) 同右、山川「ソ連地区関係数字取扱いに関する会議」二四年六月一日。この日の会議では「総司令部が最悪の場合に数字に関する全ての責任を日本側に転嫁する可能性もあるから、数字に関する決定的な態度について、援護庁長官、次長、管理局長等がG3と談合して両者の意見の一致を図り、かつ出来得ればGHQより渉外局を通じて本件に関するGHQの見解を弘く国民に公表するように要請した方がよいとの結論となった」。また同じ文書綴りにある「極秘、未引揚数に関する件」(N.D. 一九五〇?)も利用した。
- (27) 『読売新聞』昭和二四年五月二八日号一面。「マ元帥 日本政府支持、首相、残留邦人問題で訪問」。
- (28) 日本外交史料館所蔵文書、K7-1-2-1、「ソ連地区邦人引揚関係一件(中共地区を含む)」。「ソ連地区引揚について」(四九・五・二八)。
- (29) 『読売新聞』昭和二四年六月二日号一面。「首相抱負を語る」。活字が読めなるところは、『Nippon Times』June 2, 1949, p.2, "Taxation reform listed by Yoshida as of No.1 problem"にある吉田の回答で補った。
- (30) Ibid, June 2, 1949, p.1, "SCAP announces figures on PW's"。
- (31) 註(24)で引用した文書に続く形で綴じられた「六月六日」とあるメモ。
- (32) Records of FEC, series 8, Repatriation: From Soviet Union, GHQ/Far Eastern Command, Public Information Section, 10 May 1950, Substance of Remarks by the Honorable William J. Sebald, Annex 1, GHQ/SCAP Diplomatic Section, Tokyo, April 29, 1950.
- (33) FRUS, 1949, vol.7, The Far East and Australasia, part 2, pp.771-772.

- (34) 「引揚の統計に関する件、(倭島局長用)」、一二一～一三三ページ。
- (35) 同右、一五～二二ページ。及び、これに付された別添四、別添五を参照した。
- (36) 同右、前掲「極秘、未引揚数に関する件」。
- (37) 同右、管理局引揚渡航課「本年度の引揚状況概観」(一九四九、一二、一三?)の附録二による。
- (38) V.Karpov, *op.cit.*, pp.266-267. 邦訳、三〇九ページ。こゝでもカルポフは根拠を示していない。しかし、六月一〇日に閣僚会議決定が採択された事実は以下の文献でも確認できる。M.M.Zagorui'ko, ed., *Voennoplennye v SSSR*, p.894.
- (39) 日本外交史料館所蔵文書、K7-1-2-1、「ソ連地区邦人引揚関係一件(中共地区を含む)」、管理局引揚渡航課「本年度の引揚状況概観」(一九四九、一二、一三?)附録三。これに対しカルポフは、一九四九年二月三十一日付のゴリコフ本国送還局長からモロトフ宛の書簡では、送還者数は九万三八五八人とあると書いている。ただしここにも典拠が示されていない。V.Karpov, *op.cit.*, p.271. 邦訳、三二四ページ。
- (40) 同右、K7-1-2-10、「ソ連地区邦人引揚者の動向」。京都連絡調整事務局長成田勝四郎から外務大臣宛「引揚再開第一回帰還者状況に関する件」(昭和二十四年六月二十九日)。
- (41) 引揚援護序編『引揚援護の記録』(東京、一九五〇)資料編、五八ページ。なお、こうしたソ連寄りの態度をとったのは、軍人(兵士及び将校)として抑留された者に限られていたようである。この時期にソ連支配地域から送還されてきた日本人一般市民は、これとは異なり、ソ連に対してかなり悪いイメージを持って帰国したようである。たとえば、以下を参照。Contrast to Red = Indocinated Ex-Soldiers Marked in Group Long Interned by Russians, *New York Times* July 2nd, 1949. (Records of FEC, series 7, Repatriations of Japanese POWs(7.11), Folder 7 に収録の切り抜き記事)。
- (42) 袖井林二郎編訳『吉田茂ニマッカーサー往復書簡集』(法政大学出版局、二〇〇〇年)、文書一一一、一一二、一一三(二五九～二六一ページ)。
- (43) 日本外交史料館所蔵文書、K7-1-2-1-1、「ソ連地区邦人引揚関係一件、引揚対策及び引揚者取扱関係第一巻」、昭和二四年七月七日付成田勝四郎発外務大臣宛「引揚者並びに出迎団体の混乱防止に関する第一軍団民事部長覚書送

付の件」。

- (44) 同右、極秘「ソ連引揚者対策打合会の件」(昭和二四年八月六日)。及び、極秘「ソ連引揚者対策に関する件」(昭和二四年八月一〇日)。
- (45) 同右、極秘「引揚者の秩序保持に関する件」(二四・八・一〇)、及び「外務」大臣発各地方連絡調整事務局長宛「引揚者の秩序保持に関する政令の件」(昭和二四年八月二二日)。
- (46) Records of FEC, series 7, Repatriations of Japanese POWs (7.11), Folder 7, USSR-Eastern Europe, USSR Transmitters, Overseas & Far Eastern Service, Aug. 25, 1949.
- (47) A.M.Ledovskii, R.A.Mirovitskaia, V.S.Miasnikov, red., Russko-kiraiskie otnosheniia v XX veke, tom 5, kn. 2 (M., 2005), dok.no.432, p.63. 以下「の資料集は R-K-O と表記し、巻数、文書番号とページ数のみ記す。
- (48) 日本共産党中央委員会書記局指令三四七号 (三月二〇日)。和田春樹『歴史としての野坂参三』(平凡社、一九九六)、二二五ページ。これはソ連共産党文書を保管するモスクワの歴史史料館に残る日本共産党の文書である。ただし、日本外交史料館所蔵の以下の文書綴りに含まれた指令三四七号は、日本共産党中央委員会事務局「ソ同盟帰還者の受入態勢を強化せよ」と記され、日付も一九四九年四月二日付になっている。語句の違いは写し間違いとみなせる程度のものである。K7-1-2-10「ソ連地区邦人引揚者の動向」。
- (49) R-K-O, tom 5, kn. 2, dok.no.478, pp.128-132.
- (50) Ibid., dok.no.490, 491, 492, 498, 500, pp.148-164, 170-175.
- (51) 和田春樹は赤軍諜報部の中で野坂参三についての調査が作成された一〇月二九日の時点で、ソ連側は「日本共産党に対する政策を変える必要を感じていた」と推測している。しかし、これは帰還兵の示威行動を考慮しておらず、ソ連指導部の対日政策の変化を遅い時期に想定しているように見える。『朝鮮戦争全史』(岩波書店、二〇〇二)、七四ページ。
- (52) 日本外交史料館所蔵文書、K7-1-2-11「ソ連地区邦人引揚関係一件、引揚対策及び引揚者取扱関係第一巻」。「ソ連地区引揚関係数字に関する会議の件」(日付は二五?・一〇・一二とあるが、内容から見て昭和二四年一〇月一二日であろう)。ここには、一〇月二一日に開かれた会議の様子が記されている。それによると、高山復員課長は、

「未復員届によるソ連地区未帰還数」は一九四九年五月末時点で約二三万人と見ていた。彼はこの数字を公表すべきだと主張したが、外務省倭島局長は「数字に関する何らかの情報を日本政府からひきだそうとするのがソ連及び共産党の狙いだ」として、反対した。高山はこの他にも、最新の調査に基づく終戦時の在満兵力とその中のシベリア移送兵力、北朝鮮にいた人員とその中でシベリアに移送された人員の数などを詳報した。

(53) 「引揚の統計に関する件、(倭島局長用)」(二二〇二五ページ)。及び、別添七の表。なおこのとき日本側は、陸軍、海軍、一般市民のそれぞれについて抑留者数を計算した表と、留守宅調査の結果に基づいて推定されるシベリア関係残留者数(一九万六九四九人)をマッカーサー司令部に手交した。上記別添七は陸軍関係の表である。

(54) 同右、二六〇二九ページ。

(55) 日本外交史料館所蔵文書、K7-1-2-1、「ソ連地区邦人引揚関係一件、引揚対策及び引揚者取扱関係第一巻」。「引揚調査に関する件」(二四・一〇・二二)。

(56) 日本外交史料館所蔵文書、K7-1-2-1、「ソ連地区邦人引揚関係一件(中共地区を含む)」。「引揚問題に関するウイロビー少将書信関係」General Headquarters, Far East Command, Military Intelligence Section, General Staff, C.A. Willoughby to Shigeru Yoshida, 24 October 1949.

(57) 同右、Yoshida to C.A. Willoughby, October 27, 1949. これは左肩に The Gaimusho, Tokyo と記した用紙に書かれているが、差出人の名前はない。内容から吉田と判断した。

(58) FRUS, 1949, vol.7, The Far East & Australasia, part 2, p.908.

(59) 『第六回国会衆議院、海外同胞引揚に関する特別委員会議録第二号』(昭和二十四年一月一日)、昭和二十四年一月二三日発行、七ページ。

(60) 『官報号外』(昭和二十四年二月一日、参議院会議録第二二二号)三〇九、三一〇ページ。

(61) 同右(昭和二十四年二月三日、衆議院会議録第二三三号)四二五ページ。

(62) 『吉田茂=マッカーサー往復書簡集』、文書一三八(一九二二九三ページ)。Records of FEC, series 7, Reparations of Japanese POWs (7.11), Folder 1, General Headquarters Far Eastern Command, Public Information Office, 15 December 1949. マッカーサーが記者会見で「マッカーサーと抑留者の本国送還問題を」何回か

長らうと語らうた」事実も記された。

- (63) M.M.Zagoryi'ko, ed., *Voennoplennye v SSSR 1939-1956*, p.876. これは内務省捕虜抑留者管理総局が「日本人捕虜」の本国送還の過程についてまとめた調査資料である。これを作成した理由は不明である。なお、ここには資料作成時点(一九四九年二月二一日)で、内務省の収容所に四五七三人の「日本人捕虜」がいるとしている。
- (64) *Ibid.*, p.984. ただし「捕虜と抑留者」一六六四人とされている。
- (65) ACJ, 102-122, 21 December 1949, Appendix A,B,C,D.
- (66) *Ibid.*, pp.1-6.
- (67) *Ibid.*, pp.8-18, 19-24.
- (68) 日本外交史料館所蔵文書「K7-1-2-1-9」対日理事会におけるソ連地区引揚問題討議関係一件「General Headquarters, Far Eastern Command, Public Information Office, 22 December 1949, General MacArthur accepts Council Recommendation.
- (69) FRUS, 1949, vol.7, *The Far East & Australasia*, part 2, pp.938-939.
- (70) 日本外交史料館所蔵文書「K7-1-2-1-9」対日理事会におけるソ連地区引揚問題討議関係一件「表題なしで、「二五、一、四、引揚渡航課」と記された文書。これは同日開かれた対日理事会の模様を報告したものである。
- (71) 同右。「第一〇五回対日理事会について」(二五、一、一八)。
- (72) R-K O, tom 5, kn. 2, dok.no.544, p.229. 和田春樹『朝鮮戦争全史』、八九〜九〇ページも参照。ただし和田は、スターリンは「中国革命の勝利によって心底樂觀的になつて」いたわけではないとしている。
- (73) 日本外交史料館所蔵文書「K7-1-2-1-9」対日理事会におけるソ連地区引揚問題討議関係一件、「第一〇六回対日理事会報告の件」。なお、アメリカも英連邦もソ連代表の有無にかかわらず、「日本人捕虜送還問題」を取り上げる姿勢を取り続けた。
- (74) 『朝日新聞』一九五〇年二月三日号一面、「天皇の裁判を要求」。
- (75) ちなみに一九五〇年の「初頭から二月の頃」に、吉田は早期講和の背踏みのために側近の池田勇人蔵相をワシントンに送ることを考えるようになり、四月二五日に池田が日本を発つ直前に、日本側から基地供与の提案をしても構

わかないとする意思表示をアメリカ側にするよう、指示したと言われる。宮沢喜一『東京―ワシントンの密談』（中公文庫、一九九九）、四一、四七ページ。なお同書の原本は一九五六年に公刊された。

(76) Pravda, 22 aprilia, 1950, p. 2.

(77) この点は、六月に発出されたタス報道で一段と明瞭に示された。ここでは「アメリカと日本の官界筋で繰り返し返されている……ソ連にいた日本人捕虜の人数についての様々な種類の虚偽報道」という言葉が使用されていた。Pravda, 9 iunია, 1950, p. 2.

(78) 日本外交史料館所蔵文書、K7-1-2-1、「ソ連地区邦人引揚関係一件（中共地区を含む）」、「総理談」。

(79) この報告は英文とその翻訳とともに、以下に収録されている。日本外交史料館所蔵文書、K7-1-2-12、「米国極東軍総司令部参謀部軍事情報局のソヴィエト捕虜収容所における日本人捕虜の生死に関する特別報告書一件」。

(80) 同上、K7-1-2-1、「ソ連地区邦人引揚関係一件（中共地区を含む）」、「引揚完了に関するタス通信問題取扱振り報告」。

(81) 『官報号外』（昭和二五年五月三日）第七回衆議院会議録第四七号、一三三二―一三三四ページ。